

三朝町告示第99号

平成26年第9回三朝町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年8月27日

三朝町長 吉 田 秀 光

1 期 日 平成26年9月8日 午前10時

2 場 所 三朝町議会議場

○開会日に応招した議員

石 田 恭 二

池 田 雅 俊

中 信 貴美代

清 水 成 真

福 田 茂 樹

牧 田 武 文

吉 田 道 明

能 見 貞 明

山 口 博

藤 井 克 孝

平 井 満 博

山 田 道 治

○応招しなかった議員

な し

第9回 三 朝 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （第1日）

平成26年 9 月 8 日（月曜日）

議事日程

平成26年 9 月 8 日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ・報告第6号 法人の経営状況について
 - ・報告第7号 財政の健全化判断比率等について
 - ・報告第8号 平成25年度三朝町一般会計繰越明許費繰越計算書の修正について
 - ・例月出納検査の結果報告について
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 陳情の委員会付託
- ・陳情第11号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情
 - ・陳情第12号 少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情
 - ・陳情第13号 子ども・子育て支援新制度の実施に関する陳情
- 日程第6 議案第59号 平成26年度三朝町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第60号 平成26年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第61号 平成26年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第62号 平成26年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第63号 平成26年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第64号 平成26年度三朝町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第65号 平成25年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第66号 平成25年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第67号 平成25年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第68号 平成25年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第16 議案第69号 平成25年度三朝町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第70号 平成25年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第71号 平成25年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第72号 平成25年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第73号 平成25年度三朝町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第74号 平成25年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第75号 平成25年度三朝町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第23 議案第76号 平成25年度三朝町国民宿舎事業決算の認定について
- 日程第24 議案第77号 三朝町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の設定について
- 日程第25 議案第78号 三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第26 議案第79号 三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第27 議案第80号 三朝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ・報告第6号 法人の経営状況について
 - ・報告第7号 財政の健全化判断比率等について
 - ・報告第8号 平成25年度三朝町一般会計繰越明許費繰越計算書の修正について
 - ・例月出納検査の結果報告について
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 陳情の委員会付託
- ・陳情第11号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情
 - ・陳情第12号 少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情
 - ・陳情第13号 子ども・子育て支援新制度の実施に関する陳情
- 日程第6 議案第59号 平成26年度三朝町一般会計補正予算（第4号）

- 日程第 7 議案第60号 平成26年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第61号 平成26年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第62号 平成26年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第10 議案第63号 平成26年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第11 議案第64号 平成26年度三朝町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第12 議案第65号 平成25年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第66号 平成25年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第67号 平成25年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第68号 平成25年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第69号 平成25年度三朝町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第70号 平成25年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第71号 平成25年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第72号 平成25年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第73号 平成25年度三朝町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第74号 平成25年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第75号 平成25年度三朝町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第23 議案第76号 平成25年度三朝町国民宿舎事業決算の認定について
- 日程第24 議案第77号 三朝町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の設定について
- 日程第25 議案第78号 三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第26 議案第79号 三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第27 議案第80号 三朝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

出席議員（12名）

1 番 石 田 恭 二

2 番 吉 田 道 明

3 番 池 田 雅 俊

4 番 能 見 貞 明

5 番 中 信 貴美代

6 番 山 口 博

7 番 清 水 成 眞

8 番 藤 井 克 孝

9 番 福 田 茂 樹

10 番 平 井 満 博

11 番 牧 田 武 文

12 番 山 田 道 治

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 山 根 猛 昭 副主幹 ————— 小 椋 智 子

説明のため出席した者の職氏名

町長	—————	吉 田 秀 光	副町長	—————	岩 山 靖 尚
教育長	—————	朝 倉 聡	総務課長	—————	早 苗 睦 巳
会計管理者	—————	山 根 智 美	危機管理課長	—————	大 村 哲 也
財務課長	—————	片 岡 里 美	町民税務課長	—————	石 原 伸 二
福祉課長	—————	新 寛	子育て健康課長	—————	前 田 敦 子
農林課長	—————	青 木 大 雄	企画観光課長	—————	椎 名 克 秀
建設水道課長	—————	米 原 英 章	教育総務課長	—————	小 椋 泰 志
社会教育課長	—————	西 田 寛 司	社会教育課参事	—————	松 原 照 宗
社会教育課（図書館）参事	—————	馬 野 真由美	農業委員会事務局長	—————	吉 田 弘 幸
プランナールみささ支配人	—————	小 椋 誠	代表監査委員	—————	和 泉 澤 吉

午前 10 時 01 分開会

○議長（山田 道治君） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、
これより平成 26 年第 9 回三朝町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届け出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山田 道治君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 118 条の規定により、10 番、平井満博議員、11 番、牧田武文議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（山田 道治君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 19 日までの 12 日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から 19 日までの 12 日間と決定いたしました。

12 日間の日程につきましては、お手元にお配りしている日程予定表のとおりにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、12 日間の日程は、日程予定表のとおりと決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（山田 道治君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

報告第 6 号、法人の経営状況について、報告第 7 号、財政の健全化判断比率等について、報告第 8 号、平成 25 年度三朝町一般会計繰越明許費繰越計算書の修正について、町長から報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 報告第 6 号、法人の経営状況について申し上げます。この報告は、町が出資しております有限会社グリーンサービスの法人について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 25 年度における決算の状況及び平成 26 年度の事業計画並びに予算について、本会議に報告するものでございます。

報告第 7 号、財政の健全化判断比率等について申し上げます。この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく平成 25 年度の決算による健全化判断比率、並びに同法第 22 条第 1 項の規定に基づく平成 25 年度の決算による公営企業の資金不足比率の

状況を本会議に報告するものでございます。

報告第 8 号、平成 25 年度三朝町一般会計繰越明許費繰越計算書の修正について申し上げます。
このたびの報告は、6 月議会において報告しました三朝町一般会計繰越明許費繰越計算書におきまして、財源内訳のうち、未収入特定財源と一般財源につきまして一部修正を行いましたので報告するものでございます。よろしく御理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（山田 道治君） 例月出納検査の結果報告について、監査委員から平成 26 年 7 月分の報告書が提出されておりますので閲覧願います。

日程第 4 行政報告

○議長（山田 道治君） 日程第 4、行政報告を行います。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 行政報告を申し上げます。

初めに、約 1 年をかけて再整備してまいりましたふるさと健康むらが完成し、7 月 1 日に竣工式を開催しました。新しくなったふるさと健康むらは、約 1 万平方メートルの敷地をほぼ全面にわたって芝生化し、自由広場やグリーン広場、子ども広場、遊歩道のほか、約 100 台の駐車場を整備いたしました。今後は、子供から高齢者まで、町民皆さんを初め、観光客の皆さんにスポーツや各種イベントはもとより、憩いの場として積極的に活用していただくよう努めてまいりたいと考えております。

次に、ことしで 2 年目となる台湾台中市石岡区との中学生交流事業を 7 月 30 日から 5 日間の日程で行い、中学生 12 名、通訳を含めた引率者 4 名で、石岡区や石岡中学校を訪問いたしました。中学生たちは、台中市教育局や石岡区長などから大変な歓迎を受けるとともに、石岡中学校では三朝中学校生徒が校歌やふるさとの合唱、応援団披露を行い、体育の授業ではバスケットボールを行うなど、両校生徒の交流を深めてまいりました。また、ホームステイでは生徒たちが筆談や英語で意思疎通を図りながら、台湾の家庭や文化に直接触れる貴重な体験をいたしました。

一方、この中学生交流事業にあわせて、私も山田町議会議長、朝倉教育長とともに交流促進協定を締結している台中市石岡区を訪問いたしました。今回の訪問では台湾の旅行会社を訪ね、三朝温泉への誘客を PR したほか、石岡区役所を訪れ、今後さらに友好親善を深めることを確認しました。

私は、このたびの交流事業に立ち会う中で、改めて国際感覚豊かで視野の広い子供たちを育てるためにも、こうした交流事業の重要性を認識したところでございます。

次に、新たな観光拠点施設として整備いたしました三朝温泉観光商工センターが完成し、8月4日に竣工記念式を行いました。愛称を「三朝温泉ほっとプラ座」として、新しくなりました三朝温泉観光商工センターは木造2階建て、延べ床面積386平方メートルで、町屋的なつくりとして、1階部分には観光協会と旅館組合の事務所を置き、観光案内機能を充実させたほか、24時間利用可能なトイレや、交流拠点となる多目的スペースを持ち、2階部分は商工会の事務所のほか、相談室や会議室を整備いたしました。

今後は、新たな温泉街の観光拠点施設として、観光案内や情報発信を行っていくことはもちろん、イベントの開催を初めとする交流や、町歩きの拠点として、多くの皆さんに活用していただける施設となるよう期待しているところでございます。

次に、ラジウムの恩恵とキュリー夫人の遺徳に感謝する第58回キュリー祭を8月4日にブランチミササで開催いたしました。ことしの式典には、在日フランス大使館のクリストフ・グゼリ原子力参事官御夫妻と御令嬢を初め、田中敏文部科学省研究開発局長など、町内外から約100名の来賓の皆様にご出席いただき、御来賓の方々から、半世紀を超えるキュリー祭を契機とした、本町とフランス国との友好の歴史をたたえる御祝辞を賜りました。

また、ことしも町内の小学校6年生全員と三朝中学校吹奏楽部の皆さんに参加していただき、西小学校6年生の吉田舞桜さんから、キュリー夫人の偉業に感謝する作文の中で、キュリー夫人の目標に向かって諦めない姿を見習いたいといった強い思いを伝えていただきました。

キュリー祭を迎えるたびに、次代を担う青少年を町民みんなで支え、育てていくことの大切さを改めて認識するとともに、このような取り組みを今後も末永く続けていかなければならないと思っているところであります。

最後に、城陽市と三朝町との交流について、御報告申し上げます。

三朝町・城陽市文化スポーツ交流事業を8月5日から3日間の日程で行い、三朝町の小学生13名が参加し、京都府城陽市を訪問いたしました。小学生たちは、城陽市の小学生20名とともに寝泊まりしながら、京都サンガF.C.の選手によるサッカー教室や、和菓子振興会の皆さんによる和菓子づくりなど、城陽市ならではの体験を通じて、交流を深めてまいりました。

友好姉妹都市である城陽市とは、子供たちの交流を初め、今後もさまざまな分野において両市町の交流を進めてまいりたいと思います。以上、行政報告といたします。

日程第5 陳情の委員会付託

○議長（山田 道治君） 日程第5、陳情の委員会付託を行います。

陳情第 11 号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情、陳情第 12 号、少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2015 年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情、陳情第 13 号、子ども・子育て支援新制度の実施に関する陳情、この 3 件の陳情は、総務教育常任委員会に付託いたします。

日程第 6 議案第 59 号 から 日程第 27 議案第 80 号

○議長（山田 道治君） お諮りいたします。議事の進行上この際、日程を変更して、日程第 6 から日程第 27 までの 22 件の議案を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、この際、日程を変更して、日程第 6 から日程第 27 まで、すなわち議案第 59 号から議案第 80 号までの 22 件の議案を一括議題いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 今期定例会に提案いたしました平成 26 年度の補正予算案並びに平成 25 年度の決算の認定等 22 件の諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

議案第 59 号、平成 26 年度三朝町一般会計補正予算（第 4 号）について、新たに予算措置したもの等、主な内容について御説明申し上げます。

まず、歳入の主な補正概要についてでございます。

普通交付税につきましては、普通交付税の額が確定し、当初予算額に対し 1 億 2,569 万 7,000 円の増額となりますので、額の補正をしたものでございます。

国及び県支出金につきましては、事業費の補正に合わせまして、それぞれ歳入の補正を行っております。

また、地方債では過疎対策事業債、災害復旧事業債について、それぞれの事業費の補正に伴い起債額の変更を行ったものでございます。

なお、歳入及び歳出の額の調整として、財政調整基金からの繰入金を減じているところでございます。

続きまして、歳出について主な補正概要を申し上げます。

初めに、民生費につきましては、高齢者や障害者に配慮した、建物のバリアフリー化を行う民

間事業者に対して、鳥取県の福祉のまちづくり推進事業補助金を活用して、その整備を図る費用の一部を支援することとし、所要の額を計上しております。

農林水産業費につきましては、農地中間管理機構による農地の担い手への集積を図るため、所用の額を計上しております。

商工費におきましては、三朝温泉街の周遊拠点施設整備事業として取り組んでおります旧永楽庵跡地の多目的駐車場の整備について、測量設計義務が完了しましたので、土地の造成等、整備に係る費用を計上しております。

教育費につきましては、三朝中学校において新たに土曜学習に取り組むことになりましたので、所要の額を計上しております。

基金費につきましては、今後の財政運営及び公共施設改修の財源とするため、減債基金、公共施設営繕基金にそれぞれ積み立てを行うこととしたものでございます。

以上が歳出の主な概要でございまして、これらにより、今期補正予算におきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ１億８，２５１万５，０００円を追加し、補正後の予算の総額を５６億８９９万３，０００円とするものでございます。

議案第６０号、平成２６年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、平成２５年度に交付を受けました国庫支出金等の精算が確定し、返還金が生じたので、国民健康保険税の収入見込み額の減額と、現在までの保険給付費の実績による給付見込み額の増額、あわせて繰越金の額の補正を行い、所要の額の予算措置を行ったものでございます。

議案第６１号、平成２６年度介護保険事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、平成２５年度に交付を受けました国庫支出金等の精算が確定しましたので、財源として追加交付分と繰越金の額の補正を行い返還するよう、所要の額の予算措置を行ったものでございます。

議案第６２号、平成２６年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、鳥取県が行います波関橋のかけかえ工事に伴う下水道管の移設延長が増加したことにより、所要の額の予算措置を行ったものでございます。

議案第６３号、平成２６年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、旭南処理場の放流水の水質改善を図るために、所要の額を措置したものでございます。

議案第６４号、平成２６年度三朝町水道事業会計補正予算（第３号）につきましては、資本勘定で行います建設改良費に、新しい水源確保のための調査義務委託費について、所要の額を措置したものでございます。

議案第６５号から議案第７４号まで及び議案第７６号の１１件の議案につきましては、平成２

５年度の三朝町の各会計の決算について、それぞれ関係法の規定に基づき町の監査委員の審査を受けましたので、その意見を付して本議会の認定に付するものでございます。

１１件の会計のうち２つの会計が赤字となっておりますが、分譲宅地造成事業特別会計につきましては、残る区画の売却を含めた赤字の解消について、引き続き努めてまいりたいと考えております。

また、国民宿舎事業会計につきましては、収益勘定の利益向上に向け、引き続き営業努力を行っていく所存でございますので、御理解、御協力を賜りたいと存じます。

議案第７５号、平成２５年度三朝町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、地方公営企業法に基づき、利益処分について議会の議決を経て、あわせて決算の承認を受けようとするものでございます。

なお、議案第６５号から議案第７６号までの決算の認定につきましては、平成２５年度に取り組みました各種事務・事業等の実施状況とその成果を別途決算説明資料においても説明いたしておりますので、あわせてごらんをいただき、御理解を賜りたいと存じます。

次に、議案第７７号、三朝町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の設定について御説明申し上げます。

近年増加傾向にある有害鳥獣による農林業等の被害に対して、鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定されている鳥獣被害対策実施隊を設置し、被害防止対策の体制を強化するため、条例の設定をしようとするものでございます。

次に、議案第７８号、三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について、議案第７９号、三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についての２つの条例の設定につきましては、子ども・子育て支援法などの三法、いわゆる子ども・子育て関連三法が成立し、法に基づく保育事業の運営等に関する基準を条例で規定することとなったため、それぞれの条例を設定しようとするものでございます。

議案第８０号、三朝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の一部が改正され、公表事項が追加されたことにより、所要の改正をしようとするものでございます。

以上、提案いたしました２２件の議案について、その概要を御説明申し上げます。よろしく御審議の上、可決並びに認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 道治君） ただいま議題となっております平成２５年度三朝町一般会計歳入歳出決算、各会計の決算及び平成２５年度財政健全化について、この際、監査委員から決算審査の意見

を求めることといたします。

和泉澤吉代表監査委員。

○代表監査委員（和泉 澤吉君） まず初めに、訂正とおわびを申し上げたいと思います。

お手元に決算審査意見書についての正誤表をお配りいたしておりますが、その内容といたしましては、意見書の各表については1,000円単位で表示いたしておりますが、その1,000円単位は基本的には1,000円未満の数字を四捨五入によって整理いたしますが、幾つかの表について、その後の点検、確認が不十分であったことにより、1,000円部分の表示の一部を訂正することのほか、国民宿舎事業の利益指標の一部を修正するものでございます。御理解を賜りますよう、訂正しておわびを申し上げます。

それでは、監査報告を申し上げます。平成25年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算の審査結果につきましては、別途、別冊で審査意見書で述べておりますとおり、歳入歳出決算書及び関係調書等の係数は関係書類と照合した結果、誤りのないものと認められます。その概要について、少し申し上げます。

まず、一般会計についてであります。平成25年度の決算は、歳入歳出ともに前の年度と比較して12%の減額となっております。これの要因の一つには、前年度には、近年には見られなかった大型の公共投資であったみささこども園の整備事業があったことであります。

歳入及び歳出の特徴的のことについて、二、三申し上げます。

まずは、歳入についてであります。歳入の一般財源の中心である町税及び地方交付税のうち、町税では町民税と固定資産税で合わせて前年度より減額となり、他の税目での増収があったものの、結果的に1,500万円弱の減収となっております。

地方交付税では、普通交付税、特別交付税ともに前年度より減額となり、全体で1,800万円余りの減額であります。

県支出金では、2億3,680万円余り前年度より減少しておりますが、これは、森林林業木材産業づくり交付金と農林水産施設災害復旧費に対する補助金などが減額となったものであり、その他の収入では、みささこども園の整備事業に充てるための基金からの繰入金、県道改良に伴う東保育園の解体、移転補償費などが減額となったものであります。

町債が2億7,750万円の減額となっておりますが、これが前の年度には、前述のとおり、みささこども園の整備事業に当たるために発行した過疎対策債4億4,720万円がありましたが、これがなくなったことによるものであります。

一方、歳出におきましても全体で6億2,900万円余り、前の年度より減額となっております。

すが、いろんな経費の出入りがあるものの、何ととっても総事業費6億3,100万円余りを投入して整備した、みささこども園の整備事業が減額となったことであります。

これらの結果、歳入歳出差し引き額、及び実質収支額ともに、近年になく少ない額ではあります。連年にわたって黒字決算となっております。

次に、財政の構造について申し上げます。まず町債の発行と償還の状況についてであります。近年、公共事業の減少もあって、町債の発行が少なかったことと、過去に発行した町債の償還が順次完了していることもあって、元利償還金及び年度末減債額ともに減少してきておりましたが、平成24年度に、みささこども園の整備事業に対して4億4,720万円の過疎債を発行しており、この分が例年の発行額から突出することとなり、平成24年度末の減債額が前の年度の額を上回ることとなっておりますが、平成25年度では、おおむね例年の状況となっております。財政の健全化判断比率の一つである実質公債費比率は、年々、順次改善されつつありますが、適債事業の厳選により町債の発行の抑制に努めて、公債費負担の軽減を図っていただくよう望むものであります。

次に、歳入における自主財源と依存財源の状況ですが、決算規模の大小により、それぞれの額に違いはあるものの、その割合はおおむね自主財源が25%前後、依存財源が75%前後で推移しております。財政運営を安定的に弾力的に行うには、自主財源が確実に確保され、その上で歳入における一般財源の額がより多いことが重要であります。

義務的経費の状況では、社会保障関係費が増加を続ける社会情勢の中で、扶助費は平成24年度までは毎年伸びてきておりましたが、平成25年度は前の年度を下回る結果となっております。義務的経費全体でも決算額、一般財源ともに前年度を下回っております。

次に、経常的収支の状況についてであります。経常的収支の状況を図る上では、経常的な収入額及び支出額もさることながら、それに占める一般財源の額が重要であります。平成25年度の様子は、経常的な収入の一般財源は前の年度より町税の減収分と地方交付税の減額となっており、一方、経常的支出においても義務的経費でもある人件費、扶助費及び交際費に充当された一般財源の減額により、支出の一般財源の減額が収入の一般財源の減額分を上回って、結果的に経常的収支比率は0.3ポイント改善されております。経常的収支比率は、その団体の財政構造を図る上で最も重要視されている指標であります。その比率が低ければ低いほど財政運営が弾力的になり得るものでありまして、近年、わずかずつながら年々改善されつつあり、一定の評価はできますが、85%台の比率は決して満足できるものではありません。さらなる改善に向けた財政運営を望むものであります。

続いて、特別会計について若干触れておきたいと思います。

国民健康保険事業特別会計にあっては、保険給付費の動向がこの会計を大きく左右するものがありますが、平成25年度の状況は、療養諸費、高額療養費ともに前年の平成24年度を上回っておりますが、平成23年度以前の状況からは順次減少してきており、これは被保険者の減少もございしますが、被保険者1人当たりの給付費においても同様の傾向にあることは結構なことであると言えるべきでありましょう。この会計では、一般財源である国民健康保険税の状況は、必ずしも好ましい状況ではありません。特に、徴収率はここ数年、現年課税分の徴収に意を注いでいるということではありますが、現年課税分にあっては若干ながら改善されつつありますが、滞納繰り越し分を含めた全体の徴収率が80%に満たないというのは、課題であると言わざるを得ません。国民健康保険事業は、町民の医療を守るという社会保障の重要な事業であります。一層の健全な事業運営を望むものであります。

後期高齢者医療事業特別会計及び介護保険事業特別会計につきましては、どちらも医療給付費等は順次伸びてきておりますが、今後も高齢化の進行に伴い、対象者の増加もあることから、年々経費の増加があるものと見込まれます。

簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計及び集落排水処理事業特別会計につきましては、全体の業務に大きな変化はなく、一般会計からの繰入金を財源にしながらも、収支均衡が図られている状況にあります。

温泉配湯事業特別会計におきましては、近年、着実に財政調整基金への積み立てを行いながら、健全な運営が行われております。分譲宅地造成事業特別会計では、未処理区画の処理を進めるための手だてを講ずる必要があります。

次に、公営企業会計について申し上げます。

水道事業におきましては、例年、資本的収支にあっては収入不足額を内部留保資金で補填することとして建設改良事業を実施したり、企業債の償還を行っており、一方、収益的収支にあっては、給水収益を得て、水道事業本来の給水業務を行うもので、収益的収支における収入不足、いわゆる赤字は避けなければなりません。しかしながら、平成25年度の決算では使用水量の減少もあって、事業収益の減少により赤字決算となっております。収益的収支における税抜きの実質赤字額は1,628万円ですが、前年度の繰り越し利益剰余金が714万円でございますので、これを差し引きますと、914万円のマイナスということになります。

次に、国民宿舎事業会計であります。収益的収支における収入と支出、施設の経営に大きな変動はなかったものの、収入不足、いわゆる赤字額は前の年度より2,800万円余り減少して

3,980万円となっておりますが、これは、通常の営業収支のバランスが改善されたことによって赤字額が減少したものではなくって、除却費等のあるいは借入金の利子額の減少という、営業とは関係のないところでの経費の減少であることを認識しておく必要があります。

次に、財産調書について申し上げます。土地、建物の状況、有価証券及び出資による権利など、並びに各基金の状況について、管理台帳など関係書類に基づいて1件ごとに照合して、財産調書に誤りなく記載されていることを確認いたしました。

最後に、平成25年度決算における財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の審査結果について申し上げます。

健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも誤りなく作成されているものと認められます。各指標の算定結果につきましては、どの算定項目とも法に規定する基準を下回っておりまして、この法律に定める財政の健全性は保持されていると言えます。

以上で、平成25年度の一般会計及び特別会計、並びに公営企業会計の歳入歳出決算についての審査と、あわせて財政の健全化比率及び資金不足比率の審査についての結果の報告とさせていただきます。なお、詳細につきましては、別冊の審査意見書をごらんいただきたいと思います。以上です。

○議長（山田 道治君） 続きまして、議案の順序により細部説明を求めます。

議案第59号について、片岡財務課長。

○財務課長（片岡 里美君） それでは、議案第59号、平成26年度三朝町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案書の12ページをごらんください。

今期補正予算では、歳入歳出にそれぞれ1億8,251万5,000円を追加して、歳入歳出それぞれ56億899万3,000円とし、あわせて地方債の変更補正を行うものでございます。歳入歳出の補正額につきましては、それぞれ14ページから16ページに掲げておりますので、ごらんいただきたいと思います。

地方債の補正につきましては、17ページをごらんください。地方債の変更としておりますもののうち、過疎対策事業債につきましては、三朝温泉街周遊拠点施設整備事業、仮称三徳山休憩待合所整備事業の財源として、増額補正としております。また、因伯の名水遊歩道整備事業は、事業の中止により減額補正としております。また道路、橋梁整備事業につきましては、整備事業の内容変更に伴う減額補正を行うものでございます。災害復旧事業債の農林水産施設、災害復旧事

業につきましては、事業費の増加に伴い、起債額を補正しようとするものでございます。

18ページ、19ページには、今期補正予算の歳入歳出事項別明細書を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。歳入につきましては、20ページから掲げておりますので、ごらんください。地方特例交付金、地方交付税につきましては、地方特例交付金及び普通交付税の交付額の決定がございましたので、歳入を予定するそれぞれの額の補正を行っております。国庫支出金及び県支出金につきましては、事業費の補正に合わせまして歳入の補正を行っております。22ページ下の町債につきましては、地方債の補正で御説明しました起債額のそれぞれの補正額について記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

続きまして、歳出につきましては、23ページから記載しておりますので、ごらんください。ここでは、新たに措置したものや変更したものを中心に説明させていただきたいと思います。

初めに、23ページの民生費、社会福祉総務費の福祉のまちづくり推進事業補助金につきましては、提案説明にもありましたように、スロープや手すりなどを設置し、高齢者の方や障害者の方に配慮した建物のバリアフリー化を行う民間事業者に対して、鳥取県の福祉のまちづくり推進事業補助金を活用して行うもので、その整備に係る費用の一部を支援しようと所要の額を措置したものでございます。

24ページ、衛生費にございます予防接種費でございます。任意接種で行ってありました水痘と高齢者肺炎球菌ワクチンが予防接種法の改正に伴い、定期予防接種となりますので、この対象者に係る委託料を増額措置したものでございます。

25ページ、農林水産業費、農業振興費の鳥獣被害対策実施隊設置費につきましては、有害鳥獣捕獲従事者の高齢化が進む中で、緊急時や住民の要請に対応できる体制づくりを行うもので、実施隊の活動に係る費用について措置したものでございます。

同じページの中ほどにございます農地中間管理事業は、提案説明にもありましたように、農地中間管理機構を活用して、担い手農家へ農地の集積を進めようとするもので、集積された農地への協力金を所要の額計上したものでございます。

続いて、26ページ、商工費、観光費にございます三朝温泉街周遊拠点施設整備事業でございます。提案説明にもございましたが、三朝温泉街の周遊拠点施設として旧永楽庵跡地に多目的駐車場を整備するため、用地の取得後に行ってありました測量設計業務が終わりましたので、土地の造成等整備に係る費用を計上したものでございます。

同じく、26ページ、土木費、道路新設改良費の集落生活道路整備事業補助金につきましては、集落が事業主体として実施する集落内生活道の整備費について、集落活性化補助金交付要綱に基

づき、所要の額を措置するものでございます。同じく町道整備事業費でございます。当初予定しておりました町道2路線の改良工事のうち、1路線について県の発注事業となりましたので、減額補正としたものでございます。

27ページ、教育費、教育総務費、学力アップ土曜学習事業につきましては、提案説明にもございましたが、子供たちの土曜日における教育活動を充実させるため、土曜学習を中学校で行うもので、所要の額を計上しております。

同じく27ページ、災害復旧費につきましては、6月豪雨による被害のありました水田及び用水路の復旧工事をそれぞれ実施することとし、所要の額を計上したものでございます。

28ページ、諸支出金、基金費の補正につきましては、減債基金及び公共施設営繕基金に積み立て、今後の財政運営に備えることとするものでございます。

以上、平成26年度、三朝町一般会計補正予算（第4号）の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山田 道治君） 議案第60号について、前田子育て健康課長。

○子育て健康課長（前田 敦子君） 議案第60号、平成26年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書32ページでございます。今回の補正は歳入歳出それぞれ1,242万6,000円を追加しまして、総額をそれぞれ8億8,042万6,000円とするものでございます。

34ページでございます。歳入の国民健康保険税でございますが、平成25年所得に対する税の賦課額が決定したこと、また、被保険者数の減少などで当初見込みより少なくなったための減額補正、また共同事業交付金は現在までの推移を見込み増額、繰越金は平成25年度繰越額の確定により増額補正を行っております。

35ページの歳出でございます。前年度の国庫支出金等精算返納金といたしまして、諸支出金を1,301万9,000円の増額補正をお願いしております。

以上、平成26年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山田 道治君） 議案第61号について、新福祉課長。

○福祉課長（新 寛君） 議案第61号、平成26年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書は44ページからであります。今回の補正は、収入支出それぞれ216万円を追加して、総額9億2,266万円とするものでございます。これは、平成25年度に交付を受けました国

庫支出金などの精算が確定したことにより返還金が生じました。それに伴い、収入は５０ページ、追加交付分と繰越金の額を調整し、支出は５１ページ、償還金と予備費で調整したものであります。

以上で平成２６年度介護保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山田 道治君） 休憩します。再開を１１時５分とします。

午前１０時５３分休憩

午前１１時０５分再開

○議長（山田 道治君） 再開いたします。

議案第６２号から議案第６４号について、米原建設水道課長。

○建設水道課長（米原 英章君） 議案第６２号、平成２６年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

議案書５４ページをごらんいただきたいと思います。今期補正予算では、歳入歳出にそれぞれ５９万３，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ３億２，９８９万３，０００円とするものでございます。

６１ページをごらんいただきたいと思います。補正の内容につきましては、鳥取県が行います波関橋のかけかえ工事に伴い、下水道管の移設延長が延びたことにより、所要の額を措置するものでございます。

以上が平成２６年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第１号）の説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第６３号、平成２６年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

議案書６４ページをごらんいただきたいと思います。今期補正予算では、歳入歳出にそれぞれ２３３万８，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ９，６７３万８，０００円とするものでございます。

７１ページをごらんいただきたいと思います。補正の内容につきましては、旭南地区集落排水処理場の放流水の水質改善を図るため、所要の額を措置するものでございます。

以上が平成２６年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第１号）の説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第 6 4 号、平成 2 6 年度三朝町水道事業会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

議案書の 7 4 ページをごらんいただきたいと思います。

今期補正予算では、水道事業費用、資本的収入及び資本的支出について、補正を行うものでございます。

内容につきましては、8 2 ページをごらんください。水道事業費用の営業外費用におきまして、水道事業費用と資本的支出の調整を行ったことによる消費税の増、及び資本的支出におきましては、本年度、予定しておりました上水道の変更、認可、井戸さく井工事につきましては、新たな水源のめどが立っていないことから、次年度以降とすることについて、今年度、引き続き、水源調査を行うよう措置するものでございます。よって、企業債 4, 0 0 0 万円の減と建設改良費を調整したことにより、減額補正としております。このことにより、借入入れを予定しておりました企業債 4, 0 0 0 万円の減額補正を行うものでございます。

7 4 ページ中ほどに記載いたしましたとおり、資本的収入額が支出額に対して不足する額 3, 2 2 5 万 2, 0 0 0 円は、過年度損失勘定留保資金で補填することとしておりましたところを、資本的収入額が支出額に対して不足する額を、5, 4 0 1 万円は、過年度分損益勘定留保資金 2, 8 8 4 万 8, 0 0 0 円と当年度分損益勘定留保資金 2, 5 1 6 万 2, 0 0 0 円で補填したいとするものでございます。

以上で平成 2 6 年度三朝町水道事業会計補正予算（第 3 号）の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山田 道治君） 議案第 6 5 号について、片岡財務課長。

○財務課長（片岡 里美君） 議案第 6 5 号、平成 2 5 年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について、決算説明資料をもとに御説明させていただきます。

決算説明資料 1 ページをごらんください。こちらに全ての会計の決算概況を掲げておりますが、この上の段に一般会計の状況を掲げておりますが、平成 2 5 年度、現年度の歳入歳出につきましては、歳入が約 4 5 億 9, 3 0 0 万円、歳出が約 4 5 億 5, 6 8 0 万円で、歳入歳出差し引きは約 3, 6 2 0 万円となっております。平成 2 4 年度からの繰越明許によります会計では、歳入が約 8, 4 8 0 万円、歳出は約 8, 4 6 0 万円で、歳入歳出差し引きは約 2 0 万円としているところでございます。

2 ページをごらんください。ページの左側に平成 2 5 年度決算における実質収支等の状況をまとめておりますが、平成 2 6 年度への繰越明許による繰越額を加味いたしました歳入歳出差し引

き約 3,620 万円から、平成 26 年度への繰越明許費のため翌年度へ繰り越すべき財源約 2,790 万円を差し引きますと、実質収支は約 830 万円の黒字決算となっているところでございます。なお、平成 24 年度からの純繰越金が約 6,970 万円ございましたので、平成 25 年度の単年度だけの収支では約 6,140 万円の赤字となりますが、財政調整基金、約 1 億 2,000 万円への積立金を加え、また、積み立てしておりました平成 24 年度までのふるさと応援寄附金を今年度のふるさと応援寄附金活用事業に全額充当するよう取り崩しましたので、これを除くと実質単年度収支では約 4,300 万円の黒字となっているところでございます。

2 ページの右側をごらんください。この表は、決算に伴います主な指標を掲げております。

まず、経常的収入一般財源でございますが、収入サイドから見た一般財源で、主なものとしましては、3 ページをごらんください。3 ページの 1 の町税から 11 の地方交付税のうち、普通交付税、町債のうち、臨時財政対策債を加えたもので、前年度に対し約 3,500 万円の減となっております。この理由としましては、普通交付税、町税の減収及び一般財源として区分します臨時財政対策債などが減額になったことによるものでございます。

次に、経常的支出一般財源、歳出における一般財源の額でございますが、対前年比で約 3,900 万円の減となっております。これにより算出されますのが、3 行目の経常収支比率でございます。本年度決算では 85.1 ポイント、前年に比べ 0.3 ポイント改善されたところでございます。

2 ページ右下の表は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令に基づき、財政の健全化の判断基準となる速報値を記載しております。これらの比率は、その団体の全ての会計と関連する一部事務組合などへの負担状況を指標にあらわしたもので、その団体が標準的な状態において、通常の収入が見込まれる規模を示す標準財政規模の額に対してどうなのかというものでございますが、実質赤字比率は一般会計とそれに準ずる分譲宅地造成会計による赤字額の比率をあらわし、連結実質赤字比率は全ての会計による黒字額、赤字額を合算してあらわす数値で、マイナス数値は黒字であることをあらわしております。実質公債費比率は、一般会計の公債費と特別会計への繰出金、一部事務組合への負担金等のうち、実質的な公債費と認められるものを合算して比率を出しております。将来負担比率は、町の一般財源が将来的に負担することになっている実質的な負担額を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金などを控除した額の比率をあらわしており、今年度の算定では、将来負担額を超える充当可能基金等が見込まれ、負担額なしのマイナス数字となっております。資金不足比率は、公営企業会計における実質単年度の資金不足額を公営企業の事業規模に対する比率をあらわしております。

平成25年度決算から見るそれぞれの数値は、いずれも早期健全化基準数値をクリアしておりますが、公営企業資金不足比率につきましては、国民宿舎事業会計において資金不足比率が算定されております。国民宿舎事業会計では、営業収益は昨年度に比べ減収となりましたが、算定上、資金不足を解消すると見る企業債の累積元金償還額はふえているため、昨年に比べて改善された数値となったものと分析しております。しかし、この数値以上に厳しい状態であることを認識しているところでもございます。

次に、3ページに歳入決算の状況を、それぞれの款ごとの決算額と、特定財源、一般財源の区分、それぞれ構成比を掲げております。この表の中で1款の町税、13款、14款の分担金及び負担金、使用料及び手数料、17款から21款までの財産収入から諸収入までを合わせたものを自主財源と言っておりますが、これを合わせますと約11億5,870万円でございます。歳入総額に占める割合、いわゆる自主財源比率は、約25.2％となっているところでございます。

次に、4ページ、5ページにそれぞれ歳出につきまして掲げておりますが、4ページでは款ごとに決算額とその財源内訳、決算額と一般財源の構成比を掲げております。5ページでは、決算の状況を性質的に分類し、その財源内訳と構成比を掲げておりますので、あわせてごらんください。この表の中で、1の人件費、4の扶助費、8の公債費を合わせたものを義務的経費と言っておりますが、これら合計額が約19億950万円で、前年度と比較しますと約3,230万円の減となっており、これは公債費の減、退職者による人件費の減などが上げられ、歳出総額に占める割合は41.9％となっているところでございます。

続きまして、6ページ、積立金現在高の状況をごらんください。上半分に記載しておりますのが、一般会計で持っております積立金の現在高でございます。その中で、今年度新しく、ふるさと納税制度に基づく寄附金をふるさと応援基金として積み立てることとしております。これを含め、平成25年度決算で約19億6,000万円で、前年度に対し、約1億8,800万円の増となっております。

続きまして、7ページ、地方債現在高の状況をごらんください。ここでは一般会計の地方債の年度末残高を比較して掲げております。平成25年度末の現在高は約40億8,100万円、平成24年度に比較しまして約7,000万円の減額となっております。また、8ページには特別会計、企業会計の企業債現在高の状況をあわせて載せております。平成24年度に比較しまして約2億7,000万円の減となっており、順調に起債の償還が進んでいるところでございます。

以上、簡単ではございますが、平成25年度の一般会計決算の全体的な概要につきまして申し上げます。なお、歳入歳出決算の明細につきましては、決算書では9ページから順次掲げてお

ります。また、主な事業の取り組みにつきましては、決算説明資料の9ページから順次、課ごとにまとめておりますので、御確認いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山田 道治君） 議案第66号、議案第67号について、前田子育て健康課長。

○子育て健康課長（前田 敦子君） 議案第66号、平成25年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算書に基づき、説明をさせていただきます。決算書の2ページでございます。収入済み額の合計は8億4,036万2,387円に対しまして、4ページ、支出済み額の合計は8億3,239万579円、歳入歳出差し引き残額は5ページでございます、797万1,808円ございました。

歳入の内訳につきましては、6ページから記載をしております。

一番上の国民健康保険税でございますが、1億4,487万7,269円ございました。

めくっていただきまして、9ページでございます。9ページの中段より下に、前期高齢者交付金でございますが、これは65歳から74歳の年齢構成の制度間の不均衡による医療費の格差を調整するものでございまして、前々年度の精算がございましたので、平成24年度より少ない交付となっております。

10ページ、共同事業交付金でございますが、これは高額な医療費を県単位で調整し、国保財政の安定化を図るものでございます。

歳出につきましては、決算書14ページでございます。中段より下に、保険給付費としまして5億6,001万3,470円を支出しております。

めくっていただきまして、16ページの中段に後期高齢者支援金、それからさらにめくっていただきまして、18ページの介護納付金、いずれも年々伸びている状況でございます。

19ページの保健衛生費では、特定健康診査及び人間ドック、講演会などについて支出したものでございます。

以上、平成25年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第67号、平成25年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

この事業は、75歳以上の高齢者の方などの医療制度の保険料を収納しまして、一般会計からの繰入金とあわせて広域連合に納付する会計でございます。

決算書でございますが、はぐっていただきまして、1ページから4ページでございます。収入済み額8,178万8,877円に対しまして、支出済み額は4ページでございます、8,09

4万3,577円で、歳入歳出差し引き残額は84万5,300円でございます。決算書5ページでございますが、歳入でございます。歳入のうち、後期高齢者医療保険料の収入済み額は4,968万7,500円ございました。繰入金につきましては、これは低所得者保険料軽減額相当額などについて、一般会計からの繰入金でございます。歳出は決算書9ページでございます。そのほとんどを占めます後期高齢者医療広域連合納付金について支出をしております。

以上、平成25年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山田 道治君） 議案第68号について、新福祉課長。

○福祉課長（新 寛君） 議案第68号、平成25年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明させていただきます。

決算書は1ページから4ページ、平成25年度のこの会計の収入済み額は8億9,829万5,342円、支出済み額は8億9,185万3,376円で、歳入歳出差し引き残額は644万1,966円でございます。歳入は5ページでございますが、上段の介護保険料の収入済み額は1億5,125万9,400円でございます。このほかの収入につきましては、国庫支出金、支払い基金交付金、県支出金、一般会計からの繰入金など、それぞれの負担割合によりまして、収入いたしております。決算書13ページ以降に歳出の内訳を記載しております。このうち、13ページの下段にあります介護保険給付費につきまして、8億4,368万3,813円を支出しております。17ページ下段をごらんください。介護保険財政調整基金積立金1,844万9,000円は、介護保険特別会計の年度間の財政の調整を図り、健全な運営を図るために積み立てたものでございます。

以上で平成25年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山田 道治君） 議案第69号から議案第72号について、米原建設水道課長。

○建設水道課長（米原 英章君） 議案第69号、平成25年度三朝町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算説明資料は202ページに記載をしております。決算書2ページでございます。歳入の合計は3,237万4,000円でございます。4ページをごらんいただきたいと思います。歳出の合計は3,160万円を支出しておりまして、歳入歳出差し引きまして、77万4,000円の繰越金となっております。5ページからが歳入の明細でございます。主なものは、給水使用料及び繰入金、町債でございます。9ページからが歳出の明細となっております。簡易水道管理費

のうち、一般経費では、町内の簡易水道施設 3 6 施設の維持管理を行い、また、施設の改良として高橋地区の配水管の改良を行っております。また、今後の改修等の財源として基金に積み立てを行うこととしております。

以上が平成 2 5 年度三朝町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 7 0 号、平成 2 5 年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算説明資料は 2 0 4 ページに記載をしております。決算書 2 ページをごらんいただきたいと思います。歳入の合計は 3, 3 1 6 万 4, 0 0 0 円でございます。4 ページをごらんいただきたいと思います。歳出の合計は 3, 1 6 2 万 3, 0 0 0 円を支出しておりまして、歳入歳出差し引きまして 1 5 4 万 1, 0 0 0 円の繰越金となっております。5 ページからが歳入の明細です。歳入の主なものは配湯使用料でございます。7 ページからが歳出の明細となっております。歳出の主なものについて、温泉配湯施設の維持管理及び施設の改良として、配湯ポンプ場の操作盤の取りかえを行っております。また、今後、施設の改修等の財源としまして、基金に積み立てを行うこととしております。

以上が平成 2 5 年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 7 1 号、平成 2 5 年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算説明資料は 2 0 6 ページに記載をしております。決算書 2 ページをごらんいただきたいと思います。歳入の合計は 3 億 2, 5 1 5 万 2, 0 0 0 円でございます。4 ページをごらんいただきたいと思います。歳出の合計は 3 億 2, 5 1 0 万円を支出しておりまして、歳入歳出差し引きまして 5 万 2, 0 0 0 円の繰越金となっております。

5 ページからが歳入の明細となっております。主なものは、下水道使用料及び一般会計からの繰入金と町債でございます。9 ページからが歳出の明細でございます。施設管理費は流域下水道維持管理負担金、施設の修繕費として支出をしております。建設改良費では天神川流域下水道事業施設改良に要した経費を支出したこと、三朝町内の下水道管の整備を行っております。

以上が平成 2 5 年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 7 2 号、平成 2 5 年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認

定について御説明をいたします。

決算説明資料は 2 1 1 ページに記載しております。決算書 2 ページをごらんいただきたいと思います。歳入の合計は 9, 5 6 6 万円でございます。

4 ページをごらんいただきたいと思います。歳出の合計は 9, 5 6 6 万円を支出しております。歳入歳出同額となっております。5 ページが歳入の明細です。歳入の内訳は、施設使用料及び県支出金、一般会計繰入金でございます。

7 ページからが歳出の明細です。主な内訳として、農業集落排水処理施設等の維持管理経費及び施設の最適整備構想策定に係る経費として、過年度事業の起債の償還金を支出しております。

以上が平成 2 5 年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山田 道治君） 議案第 7 3 号について、石原町民税務課長。

○町民税務課長（石原 伸二君） 議案第 7 3 号、平成 2 5 年度三朝町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出の認定について御説明いたします。

この会計は、町営山田墓地の貸し付けに関する会計でございます。決算書 1 ページ、2 ページ。歳入につきまして、平成 2 5 年度の収入済み額は、墓地の貸し付け収入、4 区画分の 1 6 0 万 8, 0 0 0 円でございます。歳出につきましては、3 ページ、4 ページです。支出済み額は、前年度繰り上げ充当金 7 9 4 万 7, 4 5 4 円でございます。歳入歳出差し引き 6 6 3 万 9, 4 5 4 円の歳入不足となっております。これにつきましては、翌年度からの繰り上げ充当をしているところでございます。平成 1 6 年に造成いたしました、5 8 区画のうち、平成 2 5 年度末現在、4 1 区画の貸し付けとなっております。残り 1 7 区画につきまして、引き続き、貸し付け区画分の増加に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山田 道治君） 議案第 7 4 号について、片岡財務課長。

○財務課長（片岡 里美君） 議案第 7 4 号、平成 2 5 年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

決算説明資料の 1 ページをごらんください。ごらんいただいた 1 ページの特別会計の下の段のほうに、財産区会計として財産区ごとにまとめて表示しておりますが、各財産区とも管理会を中心に基本的な管理経費が執行され、それぞれ黒字決算となっております。いずれの財産区とも基本財産の処分が行われており、この財産処分金を土地使用収益権者交付金として関係集落に交付されております。また、財産区の積立基金の状況につきましては、同じく決算説明資料の 6 ページ

ジの下のほうにそれぞれ記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、簡単ですが、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山田 道治君） 議案第 7 5 号について、米原建設水道課長。

○建設水道課長（米原 英章君） 議案第 7 5 号、平成 2 5 年度三朝町水道会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして御説明いたします。

決算説明資料では 2 1 5 ページから記載しております。

決算報告書の 1 0 ページに記載しております平成 2 5 年度水道事業の総括ですが、給水量について、平成 2 2 年度以降、連続して使用水量が減少しており、給水量、料金収入とも前年を下回り、全体としての事業収益は、前年に比べ減収となりました。事業費用について、人件費、修繕費、減価償却費の増、また、水源調査、施設の耐震診断を行ったことにより事業費が増加し、当年度純損益が 1, 6 2 8 万円となっております。また、資本勘定においては、建設改良費として砂原中継ポンプ場移転工事や、新公営企業会計基準に対応した会計システムの導入を行っております。

決算報告書の 3 ページ、4 ページでございます。水道事業損益計算書に記載しておりますとおり、平成 2 5 年度は 1, 6 2 8 万円の経常損失となりました。事業欠損金の処理といたしまして、6 ページに記載しておりますとおり、当年度純総益 1, 6 2 8 万円に繰り越し利益剰余金 7 1 4 万円と利益積立金 6 0 0 万円を繰り入れさせていただきたく、今議会に提案するものでございます。

決算報告書 2 ページ下段に記載しておりますとおり、資本的収入支出差し引き額は 4, 6 9 5 万円の不足となりますが、過年度分損益勘定留保資金 3, 4 8 4 万 3, 0 0 0 円、現年度分損益勘定留保資金 1, 2 1 0 万 7, 0 0 0 円をもって補填しております。

今後も安定的な給水の供給のため、計画的な施設の改修や耐震化、さらには、新たな水源確保を行うとともに、有収率の向上や経費の削減に努めることにより、公営企業としての独立採算を基本とした健全経営に努めてまいりたいと考えております。

以上、平成 2 5 年度三朝町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山田 道治君） 議案第 7 6 号について、小椋国民宿舎支配人。

○プランナールみささ支配人（小椋 誠君） 議案第 7 6 号、平成 2 5 年度三朝町国民宿舎事業決算の認定について御説明を申し上げます。

決算書の 8 ページ、決算説明資料 2 2 0 ページをごらんください。

平成25年度は開業50周年特別企画の発信・提供、友の会募集推進の成果もあり、前年対比での利用客数は、宿泊者571人、休憩利用者3,854人の増加となっております。しかしながら、12月から3月にかけて、宿泊、休憩客が伸び悩み、特に4月から11月まで、順調に集客できておりました宿泊団体客、休憩団体客ツアーが相次いでキャンセルになった影響から、大幅な増加にはなっていない状況となっております。結婚式におきましては、オリジナル、そして特別企画を設定し、集客を図りましたが、簡素化傾向、結婚式離れのあおりを受け、前年度対比で3組の減少となっております。

業務量の詳細につきましては、決算書10ページ、11ページをごらんをいただきたいと思います。決算書12ページ、予算説明資料220ページ、221ページをごらんください。平成25年度の決算概要は、利用者総数6万6,313人、事業収益は2億6,093万7,000円、事業費用は3億73万7,000円で、差し引き3,980万円の損失でございます。前年と比較いたしますと、2,172万8,000円の減となっております。

決算書の2ページ、決算説明資料の221ページをごらんください。資本的収支の資本的収入は、5,433万7,000円、資本的支出は5,591万5,000円となっておりますが、不足財源の157万8,000円につきましては、一時借入金で措置をしております。

決算書の13ページをごらんください。企業債及び他会計借入金は、平成26年3月31日現在、企業債残高6億3,571万5,000円、一時借入金3億円、他会計借入金2億3,420万円、長期借入金8,174万2,500円、合計いたしますと12億5,165万7,500円となっております。資金不足比率につきましては、財政健全化審査意見書の3ページでございますが、12.8％となっており、24年度より1.9ポイント改善しておりますが、決算審査意見書にありますように、事業収益の減少により資金不足の傾向は続いており、一層の経営改善に向けた努力が必要であると思っております。

当館の運営につきましては、平成21年度から町から出資をいただき、経営改善を図るため、従業員一丸となりまして努力をいたしましております。今後とも、議員皆様の一層の御指導、御援助をいただきますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。どうぞ御認定いただきます、よろしくお願いをいたします。

○議長（山田 道治君） 議案第77号について、青木農林課長。

○農林課長（青木 大雄君） 議案第77号、三朝町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の設定についての説明をさせていただきます。

議案書は108ページから111ページに記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

三朝町における有害鳥獣の被害が拡大する中、その対策として、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律第9条第1項の規定に基づき、三朝町鳥獣被害対策実施隊を設置し、被害防止対策の体制強化を図りたいと考えます。実施隊は緊急時の捕獲や追い払い活動、捕獲従事者への技術指導といった活動に従事するもので、隊員の定数を20人以内とし、町職員と地方公務員法第3条に規定する特別職として、有害鳥獣捕獲に熟練した方で編成いたします。また任期は3年とし、緊急を要する現場からの要請に基づき、町長の指示により出動し、その任務に当たります。隊員の活動により、個体を減らす取り組みを充実させ、農林業等に係る被害に歯どめをかけることを目指すものです。今回提案させていただきます条例は、この三朝町鳥獣被害対策実施隊の設置について、諸般の事項を定めたものであります。

以上、議案第77号、三朝町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の設定についての細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山田 道治君） 議案第78号、議案第79号について、前田子育て健康課長。

○子育て健康課長（前田 敦子君） 議案第78号、三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について御説明をさせていただきます。

議案書112ページからでございます。

子ども・子育て関連三法が平成24年8月に成立いたしまして、新たに子ども・子育て支援新制度が創設され、新制度の施行が平成27年度からとなっております。これに伴いまして、認定こども園、保育所等の施設型給付に関する確認基準について、条例で定めるものと規定されたことによりまして、このたび条例の設定をお願いしております。

続きまして、議案第79号、三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について御説明をさせていただきます。

議案書132ページからでございます。

本条例につきましても、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴いまして、家庭的な雰囲気のもと、少人数を対象に保育を実施する家庭的保育事業などについて、市町村が認可及び確認基準について、条例で定めるものと規定されたことによりまして、町条例の設定をお願いするものでございます。なお、いずれの条例も本町の実情から国の基準と異なる内容を定める特別な事情等がないため、国の基準をもとに設定するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山田 道治君） 議案第80号について、早苗総務課長。

○総務課長（早苗 睦巳君） 議案第80号、三朝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

の一部改正について御説明をいたします。

議案書 152 ページでございます。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、人事行政の運営等の状況の報告及び公表事項に、新たに職員の休業という部分が追加されましたので、これに伴いまして本条例の一部を改正するというものでございます。

以上が議案第 80 号、三朝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についての細部説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山田 道治君） 以上で本日の日程は終了しました。

あすの本会議は 10 時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さんでした。

午前 11 時 53 分散会
